

子育て家庭を応援します!

袋井市

出産・子育て 応援交付金事業のご案内



1 出産・子育て応援ギフトの支給

経済面での負担を軽減するため、出産・子育て応援ギフトを支給します!

出産応援ギフト



子育て応援ギフト



申請書類は、順次内容確認を行い、交付決定後に支給させていただきます。

(電子申請も可能です。ぜひ電子申請をご利用ください!)

※ 申請書類の到達から支給されるまで**1~2か月**かかりますので、予めご了承ください。

※ 必要書類については同封の通知をご確認ください。

※ 申請の不備などがあった方には、保健センターからご連絡いたします。

2 妊娠中から子育て期の相談の充実

各時期ごとに面談やアンケート(妊娠7~8か月頃)を実施し、安心して出産・子育てができるよう支援していきます!

妊娠届出時

出産に向けて、出産までの見通しを立て、不安なことを解消しましょう。



妊娠7~8か月頃

アンケートを送付いたします。希望者は面談も可能です。
※ 面談希望の有無に限らず、電話等で体調の確認等をさせていただきますことがあります。

赤ちゃん訪問時等 (産後1~4か月頃)

産後のお母さんの体調や、赤ちゃんの様子をお伺いします。
※ 訪問日程については、お電話させていただきますのでお待ちください。

対象者や申請方法、お問合せ先等は裏面をご覧ください。申請前に必ずご確認を!

ギフトの種類別

支給概要



ギフトの種類	対象者	支給額	申請時期	申請方法等
出産応援 ギフト※1	妊娠届出時に 面談をした妊婦 ※妊婦との面談が必須	5万円 (※3)	妊娠届出時 ↳ 妊娠中	妊娠届出時に、 袋井保健センター または 浅羽保健センターで 申請書等を配布 (電子申請または紙申請)
子育て応援 ギフト※2	令和5年1月1日 以降に出産し、 赤ちゃん訪問等にて 面談を行った養育者 (原則母親) ※面談が必須	5万円 ※今回の出産に 関わる子ども 一人につき 5万円	出生後 ↳ 生後4か月頃 まで	赤ちゃん訪問時等に、 申請書等を配布 (電子申請または紙申請)

- ※1 流産・死産となった場合も、支給の対象となります。
- ※2 出産後にお子様を亡くされた場合も支給の対象となります。
- ※3 出産応援ギフトは、妊婦一人につき5万円の支給となります。

申請後に他市町村へ 引っ越した場合どうなるの

基本的には、**出産・子育て応援ギフト**の申請時点で
居住する住所の市町村で支給されます。

引越し前の市町村から支給があった場合は、引越し先では申請できません。



■お問合せ先 は一とふるプラザ袋井（袋井市総合健康センター）
袋井保健センター（袋井市久能2515-1）
保健予防課おやこ健康係

電話:0538-42-7340 メールアドレス:yobou@city.fukuroi.shizuoka.jp